

税 理 士 法 人 和  
 社 会 保 険 労 務 士 法 人 和  
 一 般 社 団 法 人 和

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-1-9MG 大手前ビル 6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京 〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-16 明和ビル 4F

Tel 03-6257-3915 Fax 03-6257-3916

January, 2019

なごみ便り

www.101dog.co.jp

旧年中は格別のご厚情を賜り、厚く御礼申し上げます。

なごみグループ一同、皆様にご満足頂ける『どっかん!』と精一杯のサービスを心がけてまいりますので、  
 本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

## 平成 31 年度税制改正大綱

平成 30 年 12 月 21 日に平成 31 年度税制改正大綱が閣議決定されました。主要な改正は次の通りです。

○税制改正大綱とは・・・翌年度の税制改正法案（翌年度以降の増税・減税、新しい税の仕組みなど、税制の具体的な内容を網羅したもの）を決定するのに先立って、与党や政府が発表する税制改正の原案

分類	項目	概要
法人課税	研究開発税制の見直し	【総額型】（試験研究費の総額に係る税額控除） <ul style="list-style-type: none"> <li>・控除税額の上限を法人税額の 40%（現行 25%）に引上げ（一定の企業を対象）</li> <li>・税額控除率の見直し</li> <li>・高水準型が改組され、総額型に統合</li> </ul> 【オープンイノベーション型】（特別試験研究費の額に係る税額控除） <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象範囲を拡充し、控除税額の上限を法人税額の 10%（現行 5%）に引上げ</li> </ul>
	中小企業者等の軽減税率の特例の延長	適用期限を 2 年延長（年所得 800 万円以下部分の法人税率：15%）
	中小企業者等による設備投資等の支援	中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制、商業等活性化税制について、一部見直した上、適用期限を 2 年延長
	特定事業継続力強化設備等の特別償却制度の創設（次項参照）	事業継続力強化計画（仮称）に基づいて中小企業が行った防災・減災設備への投資を対象に取得価額の 20%の特別償却が可能
個人所得課税	住宅ローン控除の特例の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税率 10%が適用される住宅取得等について、控除期間を 3 年延長</li> <li>・適用年の 11 年目以降の 3 年間は消費税率 2%引上げ分の負担に着目した控除額の上限を設ける</li> </ul>
	空き家に係る譲渡所得の 3,000 万円特別控除の特例の拡充・延長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被相続人が老人ホーム等に入所したことにより相続開始直前に空き家となった居住用不動産については要件を緩和し、適用が可能</li> <li>・適用期限を 4 年延長</li> </ul>
資産課税	個人事業者の事業承継税制の創設 （次項参照）	相続等で事業用資産を取得し事業を継続していく場合には、その事業用資産に対応する相続税・贈与税の納税を猶予する
	事業用の小規模宅地等の特例の見直し	特定事業用宅地等の範囲から、相続開始前 3 年以内に事業の用に供された宅地等を除外する
その他	車体課税等の見直し	平成 31 年 10 月 1 日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車について、小型自動車を中心に全ての区分において自動車税の税率を引き下げる

## 平成31年度税制改正大綱ピックアップ

### 事業継続力強化設備投資促進税制の創設

概要	中小企業が災害への事前対策を強化するための設備投資を後押しするため、防災・減災設備に対して、特別償却（20%）が可能となる。
適用要件	①青色申告書を提出する中小企業者 ②中小企業等経営強化法（改正法）の事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画（仮称）の認定を受けること ③②の認定計画に記載された設備等（※）の取得等をして事業供用すること
対象期間	中小企業等経営強化法の改正法施行日から平成33年3月31日までに取得・事業供用
対象資産※	①機械装置・・・1台は又は1基の取得価額が100万円以上（自家発電機、排水ポンプ等） ②器具備品・・・1台又は1基の取得価額が30万円以上（制震・免震ラック、衛星電話等） ③建物附属設備・・・一の取得価額が60万円以上（止水版、防火シャッター、排煙設備等）

### 個人事業者の事業承継税制（相続税）の創設

平成30年度税制改正における法人の事業承継税制に準じた制度となります。

概要	認定を受けた後継者が相続等で青色申告の承認を受けていた個人事業者から「特定事業用資産」を取得し事業を継続していく場合には、担保の提供を条件にその取得した特定事業用資産に対する相続税の全額について納税を猶予する。
対象期間	平成31年1月1日から平成40年12月31日までの相続等
対象資産 （特定事業用資産）	事業（不動産貸付事業を除く）用の ①土地（面積400㎡まで）②建物（床面積800㎡まで）③一定の減価償却資産
猶予税額の ①免除 ②納付	①後継者が死亡の時まで特定事業用資産を保有し、事業を継続した場合等は猶予税額の全額を免除 ②後継者が特定事業用資産に係る事業を廃止した場合等は、猶予税額の全額を納付
小規模宅地等の 特例の適用	特定事業用宅地等の小規模宅地等の特例との選択適用

今回の大綱には「消費税率10%への引上げを平成31年10月に確実に実施する。」と明記され、その引上げに伴う需要変動の平準化対策が最大の焦点となりました。住宅や自動車関連の措置の効果はまだ計りしれませんが、今後の消費を大きく左右する項目であるため、引き続き注視が必要です。

（文章担当：川尻）

### ～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は、次月のなごみ便りに掲載いたしますので是非挑戦してみてください！

**Q. 名前を言った瞬間に無くなるものは何でしょう？**

先月のQ. 「ダイニテン」ってどんな動物？

先月の答え. 犬（大に点 だから）